

○宮崎大学農学部高大連携推進室規程

〔平成27年 9月15日  
制 定〕

改正 平成28年 3月25日 令和 4年 2月15日

(設置)

第1条 宮崎大学農学部(以下「本学部」という。)に、宮崎大学農学部高大連携推進室(以下「高大連携推進室」という。)を置く。

(目的)

第2条 高大連携推進室は、高等学校、農業大学校及び専門学校等(以下「高校等」という。)との教育研究に係る連携の窓口を担うと共に、高校等と協働した連携事業を企画・実施し、もって双方の発展に資することを目的とする。

(任務)

第3条 高大連携推進室は、次に掲げる業務を行う。  
(1) 高校等との連携活動の企画及び促進に関する事項  
(2) 高校等との交流・貢献の推進に関する事項  
(3) 連携協定に関する事項  
(4) 予算の申請に関する事項  
(5) 組織の自己点検・評価に関する事項  
(6) その他高大連携の推進に必要な事項

(組織)

第4条 高大連携推進室は、次に掲げる者をもって組織する。  
(1) 室長  
(2) 室長補佐  
(3) 室員

(室長)

第5条 高大連携推進室に室長を置き、学部長が指名する教員をもって充てる。  
2 室長は、高大連携推進室の業務を総括する。  
3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長補佐)

第6条 高大連携推進室に室長補佐を置き、室長が指名する室員をもって充てる。  
2 室長補佐は、室長を補佐し、高大連携推進室の業務を掌理する。

(室員)

第7条 高大連携推進室に室員を置き、次に掲げる者をもって充てる。  
(1) 学部長が指名する教員 若干人  
(2) 室長が指名する教員 若干人  
(3) 事務長が指名する事務職員 若干人  
2 室員は、高大連携推進室の業務を処理する。  
3 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。  
4 第1項第1号及び第2号に掲げる室員には、原則として各学科教員1人以上を含むものとする。

(高大連携推進室会議)

第8条 高大連携推進室の下に、本学部の高大連携に関する事業を円滑に実施するため、高大連携推進室会議を置く。  
2 高大連携推進室会議に関し必要な事項は、高大連携推進室が別に定める。

(事務)

第9条 高大連携推進室の事務は、学部事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、高大連携推進室の運営に関し必要な事項は、高大連携推進室が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年9月15日から施行する。ただし、本規程により施行後最初に選出された第5条から第7条室員の任期は平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。